

「臓器の移植に関する法律」の早期見直しを求める意見書

平成9年10月16日、「臓器の移植に関する法律」が施行され、移植によってしか回復が望めない患者とその家族に希望と生きる勇気が与えられた。

しかしながら、現行法では、脳死下での臓器提供は「本人が臓器提供の意思を書面で表明し、家族も同意した場合に限って可能」となっており、本人あるいは家族の善意が生かされにくい状況にある。また、書面での意思表示ができるのは15歳以上といった制限があるため、15歳未満の子どもは移植手術を受けることはできるが臓器を提供することはできず、特に乳幼児にあっては、国内では臓器が提供されないため、多くの困難を抱えて外国に移植を受けに行くより外に選択肢がない状況にある。

よって、国におかれては、臓器移植を必要とする国内患者が日本国内で移植医療を幅広く受けられるよう、また、本人や家族の意思が尊重され、臓器移植の一層の推進が図られるよう、現行「臓器の移植に関する法律」を早期に見直されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣